

第4章 計画を推進するために

第1節 区民と行政の協働を基本とした区政運営の確立

地方分権の進展とともに、地域の課題を地域の実状に合わせて市民とともに解決するという姿勢が、自治体にますます求められるようになってきました。地域課題へのこうした取組を進めるため、市民と行政の連携・協力のあり方として「協働」が全国的に広がりを見せ、様々に展開されています。

協働の考え方が広く求められるようになってきた主な理由としては、次のようなことが挙げられます。

- ・市民や地域のニーズの多様化に伴い、きめ細かく質の高い公共サービスが求められるようになってきたこと。公共サービスを維持・拡充するためには、「公共＝行政」を前提としたシステムを見直す必要があること。
- ・阪神・淡路大震災を契機として市民活動が広がりを見せる中で、社会貢献を意識した様々な活動を行う団体が増え、公共分野の担い手として活躍が期待されるようになってきたこと。「特定非営利活動促進法」「公益法人改革3法」の施行や寄付金税制の拡充がなされ、市民活動の活動条件に影響を与えていること。
- ・行政だけでは解決できない課題が増加し、市民との連携により効果が上がると考えられるようになってきたこと。地域の実状に合わせた自治体運営には、今まで以上に市民の意思を反映しながら施策を展開する必要があると認識されるようになってきたこと。

目黒区では、以前から、まちづくりの様々な場面で区民の参加や地域団体との連携による取組を積極的に進めてきました。まさしく協働のさきがけといえるものです。

こうした取組をさらに広げ、発展させるため、本区の基本構想は、区民と行政が対等な立場で、ともにまちづくりを進めるという考え方を表わした「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」を基本方針の一つとして大きく打ち出しました。平成18年には、協働を基本に据えた区政運営の確立をめざして「協働推進方針」を策定しました。

区は、策定した方針に基づき、意思決定、執行、評価などの各面で協働の理念を基本とする区政運営に努めます。

協働の理念を基本とする区政運営にあたっては、行政情報の公表・提供

による区民との情報の共有化、公正・透明で開かれた区政運営の確立、政策策定過程への住民参加の拡充、職員研修による協働感覚の向上、公益活動団体による情報・連絡態勢の整備、寄付金税制を含めた活動団体への活動支援政策の検討、縦割りの行政組織の克服など多くの課題があり、これらの課題解決に向けて、順次協働の環境づくりを進めます。

【施策の体系】

具体的な施策は、「豊かなコミュニティの形成」(P46)「基礎自治体としての行財政能力の充実」(P120)に記載

第2節 コミュニティ形成を通じた地域課題への取組の推進

本区は、昭和49年から生活圏域（住区・地区）を設定し、コミュニティ活動の場となる住区センターの整備を進めるとともに、コミュニティ形成に向けた住民参加の場として住区住民会議の組織づくりを提案し、運営を支援してきました。その結果、住区住民会議は、住区センターの運営管理をはじめ多様な事業活動を展開し、住区単位のコミュニティ形成に大きく寄与してきました。

特色あるまちづくり方式としての住区住民会議ですが、時代の変遷とともに区の支援の仕方にも変化がありました。特に、住区センターにサービス事務所を設置し、行政サービスと住区住民会議や町会・自治会への支援をあわせて行う体制を改め、地区サービス事務所制に移行した平成7年度は大きな変化となりました。

平成12年の基本構想では、「区民と行政の協働によるまちづくりの推進」が区政運営の基本方針となりましたが、その趣旨の根底にあり、住民が自分の住む地域に関心を持ち、お互いの意見を尊重し協力関係を築きながら、連帯感に支えられた住み良い地域社会づくりを進めることは、住民自治や民主主義など自治体の存立基盤をなすものであり、区政の普遍的な課題です。

改めて、地域社会の現状を見ると、町会・自治会が地域の防災、防犯、交通安全、福祉、子育て、環境など幅広い分野で公益活動を展開していること、NPO・ボランティアや公益法人など様々な公益活動や社会貢献活動が広がりを見せていること、行政との関係では地域から各種審議会への参加や行政の委嘱を受けて地域で活動する区民が多数にのぼっていることなど、地域の取組は確実に広がってきています。

一方で、少子高齢化、住民異動率の高さ、近隣関係の希薄化や孤立、都市における住民の匿名性など社会的背景の下で、高齢者・障害者への対応、消費生活、教育や子育て支援などをめぐって解決すべき地域課題が数多くあります。

地域での共通の基盤に立った解決が求められるこうした分野においては、地域コミュニティの形成による取組や地域と行政との連携が重要であり、本区においては、まちづくりの担い手として住区住民会議の存在と社会的役割への期待があるとともに、課題も残されています。

地域の課題解決に向けた取組を促進するには、地域コミュニティの担い手である住区住民会議が、地域住民の参加機会の拡大や様々な活動

を行う団体との連携強化を図ることが重要なポイントになります。そのため、情報受発信の強化、会議体としての構成や組織編制、運営の公正性の確保、会計や業務の情報公開、地域活動登録団体制度などについて、住区住民会議としてのあるべき姿を見据えた検討が不可欠となっています。

今回、基本計画を推進するための区の実行姿勢の一つとして、コミュニティ形成を通じた地域課題への取組を掲げました。本区が積み重ねてきたコミュニティ形成を通じたまちづくりを改めて区政運営の柱の一つに位置づけ、今後とも住み良い地域社会づくりを進めます。

目黒区が住みよい自治体として発展するためには、区政運営における区民との協働とともに、区民同士の公益活動も協働としてとらえ、こうした協働による地域での取組も同様に重視すべきと考えるからであり、本区がめざすまちづくりに向けて、両方の協働が相まって進展するよう、協働の理念の共有に努めるとともに、真摯で柔軟な行政の実行を積極的に進めます。

【施策の体系】

具体的な施策は「豊かなコミュニティの形成」（P46）に記載

第3節 基礎自治体としての行財政能力の充実

国、地方の財政難や税収の地域間格差拡大を背景として、道州制の導入、税制改正などが議論されています。

特別区は、平成12年度の都区制度改革により、地方自治法上で明確に基礎自治体に位置づけられ、事務機能の拡充、財政自主権の強化が図られました。

今後はさらに、地域の総合的な行政主体として財政自主権に裏打ちされた自治権の拡充を図り、地域の特性を踏まえた区政運営が求められおり、この実現に向けては、都区の事務配分、税財政制度など、引き続き都へ強く働きかけていく必要があります。同時に、高度に集積した都市機能によって生じる大都市特有の様々な課題に関して、広域的な連携を効果的に機能させる必要があります。

また、地方分権に伴って拡大した権限と責任にふさわしい区政を展開するためには、住民自治の確立を理念に置き、ICTの進展を踏まえた様々な情報媒体を効果的に活用して、行政情報の積極的な公表・提供を通じて区民との情報の共有化を図り、公正・透明で開かれた区政運営に努めるとともに、政策策定過程での住民参加をさらに拡充し、より多くの区民の声を区政運営に反映することなどが求められます。

一方、地域の実状に即した主体的な区政運営を行っていくためには、区を取り巻く状況の変化を踏まえ、様々な課題に的確に対応できる柔軟な行財政運営を行うことが不可欠です。

区は、これまでも行財政改革に積極的に取り組んできましたが、引き続き財政構造の健全化と安定的な財政基盤構造の確立を着実に進め、行政サービスに対する区民の満足度を上げるため、行政サービスのあり方を常に見直し、執行方法の改善や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、不断の行財政改革を進めていく必要があります。

行財政の改革に伴っては、職員が知識と経験を十分に施策に生かし、区民のための区政を展開していけるよう、職員の資質の向上や働きやすい職場の環境づくりを推進するとともに、職員の意見・提案を反映させる多様な手法を導入するなど、政策形成過程への職員参加を推進していく必要があります。

そのほか、インターネットをはじめとするICTの急速な進展に伴っては、区民サービスの向上に向けたICTの積極的な活用に取り組む必要があります。

ます。

ICT活用にあたっては、より質の高い行政サービスを提供するため、積極的に情報システムを導入し、業務を再構築して情報の共有化や業務処理能力の向上を図ることが重要です。

情報化の進展に伴って、コンピュータウィルスやサイバーテロなどの新たな脅威の出現や個人情報の漏えいに関する事件の報道が後を絶ちません。区の情報資産を守るためにも情報セキュリティ対策の強化・充実が不可欠です。

公共施設の配置・整備の現状を見ると、区には、既に 170 を超える施設が存在していますが、昭和 40～50 年代に建設したものも多く、建替え・大規模改修の時期を迎えています。

一方で、保育所待機児の解消や学童保育の急増対策、要介護高齢者の増に伴う介護施設など新たな施設整備も求められており、これまで以上に効率的な公共施設の整備、弾力的な施設運営が必要となっています。

施設の配置や整備、用地の活用などに対する取組方針を定め、具体的に公共施設を配置していくことが必要です。また、配置・整備にあたっては、区を取り巻く環境の変化や区民のニーズを踏まえて定期的の方針を見直すことが重要です。

【施策の体系】

- 3 基礎自治体としての行財政能力の充実
 - (1) 地方政府としての自治・財政権の拡充
 - (2) 透明で開かれた区政の推進
 - (3) 住民参加の仕組みの拡充
 - (4) 行財政改革の推進
 - (5) 電子自治体の推進
 - (6) 公共施設の計画的配置・整備

【10年後の目黒の姿】

国や東京都への働きかけを通じて、権限に見合った財源の安定的で恒久的な確保に努めながら、区民の信託に基づく「身近な政府」として、より主体的な自治体運営の展開に向けて取り組んでいます。

住民自治の確立に向け、ICTの進展に伴う様々な情報媒体を効果的に活用した区民との情報共有の下で、公正で透明な開かれた区政運営を行っているとともに、住民参加の仕組みが充実し、区政の様々な場面で区民の参加が活発に行われています。

区は、地域の総合的な行政主体として、区民への説明責任を積極的に果たしながら、不断に行財政改革に取り組み、財政構造の健全化と安定的な財政基盤構造の確立を図り、区の特性を踏まえて発想の原点を区民に置く区政運営を行っています。

施策1 地方政府としての自治・財政権の拡充

区民に最も身近な自治体として、自らの意思と責任で地域特性に応じたきめ細かな施策を総合的に展開できるよう、組織としての政策形成能力を高めるとともに、地方分権を積極的に推進し、事務権限の拡大など自治権の拡充を進めます。

財政需要に見合った財源が安定的・恒久的に確保されるよう、地方税財政制度の改革を国などに求めるほか、区の財政自主権を一層強化する方向で都区間の税財政制度の改善を都に働きかけます。

都と区の役割分担や制度的な枠組みについて積極的に議論し、基礎自治体として処理することが望ましい施策・事業については、財源の裏付けと併せて権限委譲に向けて取り組みます。

防災・防犯対策、環境対策、総合治水対策、感染症対策、大気汚染対策など広域的な対応が必要となる課題の解決にあたっては、国、都、近隣区、他自治体との連携強化を図るとともに、電気、ガス、鉄道等の公共公益機関、企業や事業者との連絡協力関係を確立します。

施策2 透明で開かれた区政の推進

積極的な情報提供により、区民と行政との情報の共有化を図るとともに、区民への説明責任を果たします。

時代の変化に対応して、区民の求める情報を分りやすく、効果的に発信します。そのために、紙による情報発信（区報、くらしのガイド等）とICTを活用した情報発信（ホームページ、メールマガジン等）を相互に連携しながら充実します。また、行政情報のほか、地域生活情報など区民にとって魅力ある身近な情報の発信についても充実していきます。

報道機関をはじめとするマスコミなどへの情報発信を積極的に行い、区内外に対し区政の動きや区の魅力などを伝えていきます。

情報開示制度を充実するとともに、情報の公表や提供を拡充し、区が保有する情報の公開を総合的に進めます。

個人情報保護制度の的確な運用により、区民のプライバシーの権利を尊重し、個人情報の適切な保護を図ります。

施策3 住民参加の仕組みの拡充

日常の業務に関する区民からの意見・要望について、より迅速・的確に対応し、可能な限り区政への意見の反映に努めます。

区民の行政への参加意欲を高め、区政を開かれたものとするため、区政に関する情報を正確に提供して区民との情報の共有化を図るとともに、区民の意見・要望の状況や反映の状況を公表します。

政策形成過程の様々な段階（課題設定、立案、決定、執行、評価など）で、区民の意思を的確に反映できるようにするため、区民の判断に必要な情報を十分に分かりやすく提供・説明するとともに、各段階で区民が主体的に参加できる仕組みを検討し、構築します。

計画策定などの政策立案にあっては、区議会の了解の下に、区の家が変更可能な段階で区民の意見・要望を聴く仕組みを充実します。

施策4 行財政改革の推進

社会状況の変化を鋭敏にとらえ、新たな課題や区民ニーズへの対応を含め、施策の優先性・重要性に配慮した上で、限られた人材・財源等の行財政資源を最も効果的・効率的に配分していきます。

また、従来の執行体制や執行方法を単に踏襲するのではなく、民間活力や情報通信技術の有効活用によって、行財政運営全体の改革を不断に進め、将来にわたって質の高い区民サービスを提供し、区民満足度の向上を図っていくことをめざします。

行財政改革の取組をとおして、目黒区の特性を最大限に生かすことのできる区政を実現するための条件整備を進め、簡素で効果的・効率的な行財政執行体制の確立をめざすことにより、基礎自治体としての行財政能力の充実と区民サービスの向上に取り組んでいきます。

一般財源の総額管理を行う予算を編成することで、経常的経費の抑制を行うと同時に施策の重点化を図っていきます。

また、中長期的財政状況を見据えた財政計画を作成し、起債管理、基金管

理を適切に行うことで、景気変動等に対応できる堅実な財政基盤を確立します。

職場、研修、人事管理など様々な機会や手法を活用した人材の育成・活用を図ります。（OJT・目標によるマネジメント）

快適な職場環境の形成を図っていきます。

区政の基本的方向を示す各計画の策定や改定など、政策形成過程での職員参加を推進していきます。

区民のために必要な施策を主体的に考える職員を育て、区の施策に反映していきます。

施策5 電子自治体の推進

長期的な視野で電子自治体を推進する体制を整備し、有効に活用できる人材を育成します。

パソコンや携帯電話などから、いつでもどこからでも手続きや支払いができる電子申請や電子マネーなど支払い方法の拡充を図ります。

制度改正や技術の進展などを踏まえ、費用対効果の高い情報システムを導入し、業務の見直しを進めます。

情報システムを職員自身が評価できる仕組みをつくり、定期的に評価・改善をすることにより、費用対効果を高めます。

情報システムの信頼性、安全性および効率性を高めるため、第三者機関による監査を実施します。

セキュリティ事象事例や技術動向を踏まえ、情報漏えい防止対策の強化等情報セキュリティ対策の強化・充実を図ります。

施策6 公共施設の計画的配置・整備

住区（第一次生活圏域）、地区（第二次生活圏域）、全区（第三次生活圏域）の「生活圏域」に基づく潤いのある区民生活や多様な地域の活動に配慮した公共施設の配置については、生活圏域ごとの地域特性、既存施設の配置・設備・規模、区全体の人口構成の変化や地域間の人口増減、区民ニーズ、財政状況、社会経済の変化など様々な点を考慮しながら、全区域および各分野からみて適正かつ効果的に行います。

将来の施設配置については、地域を取り巻く社会経済情勢、財政状況の見通し、将来の人口動向などを見据えるとともに、施設のトータルコスト、施設ニーズ、民間代替施設の有無などを多角的な観点を踏まえて、施設のあり方や配置を検討し、見直しを行います。

施設の整備にあたっては、計画的な修繕・改修・改築を積極的に推進することにより、効果的・効率的な観点から既存施設や用地の有効活用を図ります。また、既存の施設については、社会状況の変化により施設の設置目的の意義が薄れた施設は廃止し、結果生じる未利用施設・用地は売却するなど、施設数の抑制・削減の観点での見直しを行います。施設の修繕・改修・改築に際しては、建物の長期使用を前提として、将来の用途変更までを視野におくとともに、ライフサイクルコスト（設計から取り壊しまでにかかる費用）の縮減など、的確なコスト管理を図ります。

新たな用地取得や施設整備については、社会経済情勢や区民ニーズを的確に把握する中で、真に必要なものに限定し、計画的に進めます。